

さいたま市告示第1882号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和7年12月24日

さいたま市長 清水勇人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 清水ビル

所 在 地 さいたま市北区吉野町二丁目194番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 鈴与商事有限会社

代 表 者 代表取締役 清水 貞夫

住 所 さいたま市北区吉野町二丁目194番地の8

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社与野フードセンター	午前9時	午後10時	—
株式会社共栄ドライ	午前9時	午後10時	—
吉岡 清一	午前9時	午後10時	—

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社与野フードセンター	午前0時	翌午前0時	—
株式会社共栄ドライ	午前9時	午後10時	変更なし
吉岡 清一	午前9時	午後10時	変更なし

(イ) 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前)

駐車場	利用可能時間帯
駐車場①	午前8時45分～午後10時15分
駐車場②	午前8時45分～午後10時
駐車場③	午前8時45分～午後10時

(変更後)

駐車場	利用可能時間帯
駐車場①	24時間
駐車場②	午前8時45分～午後10時
駐車場③	午前8時45分～午後10時

(4) 変更の年月日

令和8年2月1日

(5) 変更する理由

運営方法を見逃したため

2 届出年月日

令和7年12月10日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p120919.html>

トップページ >事業者向けの情報 >環境・産業・企業立地 >産業支援 >大規模小売店舗立地法 >

令和7年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第6条第1項受理分を除く）

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和7年12月24日から令和8年4月24日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944